

事業系ごみの減量と

適正処理の促進のために

事業系ごみの減量と
適正処理の促進のために
(特定建築物の所有者・管理者の皆様へ)

発行 令和8年3月

編集・発行 大阪市環境局事業部一般廃棄物指導課
〒545-8550 阿倍野区阿倍野筋1-5-1
(あべのルシアス13F)
電話 06(6630)3266
FAX 06(6630)3581
メールアドレス ja0007@city.osaka.lg.jp
大阪市環境局のホームページ
<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/>

特定建築物の
所有者・管理者の皆様へ

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

はじめに

長年続いてきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、天然資源の枯渇への懸念や生態系への危機、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題等、様々な環境問題を引き起こしています。

本市では、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される「持続可能な循環型社会」の形成をめざし、ごみの適正処理という観点だけでなく、廃棄物等の発生を抑制し、再使用や再生利用の取組を積極的に推進しています。

また、本市は、事業所数や昼間流入人口が他の政令市と比較して最も多く、ごみ処理量全体に占める事業系ごみの割合が全国平均を大きく上回っていることから、事業系ごみの減量が大きな課題となっています。

そうしたことから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」に定める排出事業者処理責任に基づき、ごみの排出段階での発生抑制や再使用を進め、適正処理の一層の取組を市民・事業者の皆様とともに推進しており、特定建築物に対するごみの減量指導をはじめ、焼却工場に搬入されるごみに混入した産業廃棄物の排除（事業系ごみの適正区分・適正処理）などの事業系ごみの減量施策に取り組んでいます。

加えて、平成25年10月からは資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止し、事業者及び市民の皆様方に紙類のリサイクルを進めていただいたこともあり、本市のごみ処理量は着実に減量が図られてきたところですが、近年、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に落ち込んだ社会経済活動が回復する中で、インバウンド（訪日外国人客）の増加や、「大阪・関西万博」の開催を契機に新たな宿泊施設や集客施設の開業などもあり、事業系ごみは増加に転じています。

こうした状況も踏まえつつ、将来にわたり安定的なごみの適正処理を継続していくためには、皆様の一層のご理解・ご協力が不可欠となります。

本書は、特定建築物から発生する事業系廃棄物の減量・資源化及び適正処理の方法と、本市条例で規定された手続きを示したものです。

循環型社会を形成していく中でのごみの減量施策の推進にあたっては、市民・事業者・行政が一体となって協働していくことが重要であることから、今後とも連携して取組んでいきたいと考えています。

大阪市環境局

目 次

第1章 ごみ処理の現状

1 廃棄物の分類と事業者の責任	1
2 大阪市のごみ量の推移	3
3 大阪市のごみの組成	4

第2章 リサイクルの現状と課題

1 これまでのリサイクル	5
2 循環型社会の構築	5
3 いま取り組むべきこと	6

第3章 事業系ごみの減量推進と適正処理の促進

1 事業者の責務	7
2 減量推進・適正処理促進の対象となる建築物	8
3 対象となる建築物の所有者又は管理者の義務	8
4 廃棄物管理責任者の職務	9
5 占有者（テナント）の義務	9
6 報告の徴収の実施	9
7 立入検査の実施	10
8 特定建築物の取組実績	11
9 表彰関係	12

第4章 具体的な進め方

1 廃棄物の発生抑制	13
2 再使用・リサイクルの進め方	13
3 オフィス紙ごみの効果的なリサイクル	14
(1) 分別方法の決定と容器及び設置場所の確保	14
(2) 古紙の分別と分別ボックス	14
(3) 古紙の回収を継続していくために	15
(4) 古紙を円滑に回収してもらうための方法	15
(5) 機密書類（保存文書）のリサイクル	16

参考資料

★ 関連条例等	17
●大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（抜粋）	
●大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（抜粋）	
●特定建築物における事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に関する指導要綱	
★ 届出帳票類の記入例と大阪市が発行する通知書等	34
★ 特定建築物の取組等に関する問合せ先	47
★ 廃棄物等取扱い団体の問合せ先	47
★ 各法規制等については	48